

○財務省告示第二百六号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十八年六月二十日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年七月七日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百十五回）

二 発行の根拠の法律及びその条項
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七條第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九條第一項並びに特別會計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三條第一項、第九十四條第二項、同條第四項、第九十五條第一項、第三百三十六條第一項及び第三百三十七條第一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下

八	七							六							五	
額 最	イ 払込金 額							イ 発 行							方 募	
低 額 面 金	争 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 第 I 種 参 加 者	者 第 I 種 参 加 者	特 別 参 加 者	国 債 市 場	入 札 発 行	争 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 第 I 種 参 加 者	者 第 I 種 参 加 者	特 別 参 加 者	国 債 市 場	入 札 発 行	争 入 札 発 行	法 入 決 定 の
千 万 円				千 五 百 十 七 億 六 千 三 十 四 万 七 千	千 三 千 九 百 十 七 億 六 千 三 十 四 万 七 千	千 三 千 九 百 十 七 億 六 千 三 十 四 万 七 千	千 三 千 九 百 十 七 億 六 千 三 十 四 万 七 千	千 三 千 九 百 十 七 億 六 千 三 十 四 万 七 千	千 三 千 九 百 十 七 億 六 千 三 十 四 万 七 千	千 三 千 九 百 十 七 億 六 千 三 十 四 万 七 千	千 三 千 九 百 十 七 億 六 千 三 十 四 万 七 千	千 三 千 九 百 十 七 億 六 千 三 十 四 万 七 千	千 三 千 九 百 十 七 億 六 千 三 十 四 万 七 千	千 三 千 九 百 十 七 億 六 千 三 十 四 万 七 千	千 三 千 九 百 十 七 億 六 千 三 十 四 万 七 千	千 三 千 九 百 十 七 億 六 千 三 十 四 万 七 千

「国債市場特別参加者」のうち第 I 非

格競争入札発行情況の
各申込のうちの応募額を順次割り
もそのうち応募額を順次割り
当てる。特別参加者ごとの応募
各債市場特別参加者ごとの応募
募限度額の範囲内において各申
込みの応募額を割り当てる。

額 面 金 額 三 兆 九 千 五 百 八 十 四
億 六 千 万 円 三 千 九 百 十 五 億 円

九 振替単位

十一 発行行の日

イ 発行価格

ロ 国債市場

特別参加

者第 I

非価格競

争入札発

行還期限

償還金額

元金支払

場所参加

入札参加

者入札参加

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成二十八年六月二十日

十六 平成二十八年六月二十日

財務大臣から通知を受けた者